

小諸市地域防災計画（修正）

新 旧 対 照 表

第1編 総 則

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）																																																						
3	防災上重要な機関の 処理すべき事務又は 業務の大綱	8	6 指定公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>日本放送協会 （長野放送局）</td><td>気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	〔略〕	〔略〕	日本放送協会 （長野放送局）	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	〔略〕	〔略〕	6 指定公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>日本放送協会 （長野放送局）</td><td>天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	〔略〕	〔略〕	日本放送協会 （長野放送局）	天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	〔略〕	〔略〕																																						
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																									
〔略〕	〔略〕																																																									
日本放送協会 （長野放送局）	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																																																									
〔略〕	〔略〕																																																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																									
〔略〕	〔略〕																																																									
日本放送協会 （長野放送局）	天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																																																									
〔略〕	〔略〕																																																									
		9	7 指定地方公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>信越放送(株)</td><td rowspan="5">気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr><tr><td>(株)長野放送</td></tr><tr><td>(株)テレビ信州</td></tr><tr><td>長野朝日放送(株)</td></tr><tr><td>長野エフエム放送(株)</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	〔略〕	〔略〕	信越放送(株)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(株)長野放送	(株)テレビ信州	長野朝日放送(株)	長野エフエム放送(株)	〔略〕	〔略〕	7 指定地方公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>信越放送(株)</td><td rowspan="5">天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr><tr><td>(株)長野放送</td></tr><tr><td>(株)テレビ信州</td></tr><tr><td>長野朝日放送(株)</td></tr><tr><td>長野エフエム放送(株)</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	〔略〕	〔略〕	信越放送(株)	天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(株)長野放送	(株)テレビ信州	長野朝日放送(株)	長野エフエム放送(株)	〔略〕	〔略〕																														
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																									
〔略〕	〔略〕																																																									
信越放送(株)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																																																									
(株)長野放送																																																										
(株)テレビ信州																																																										
長野朝日放送(株)																																																										
長野エフエム放送(株)																																																										
〔略〕	〔略〕																																																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																									
〔略〕	〔略〕																																																									
信越放送(株)	天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																																																									
(株)長野放送																																																										
(株)テレビ信州																																																										
長野朝日放送(株)																																																										
長野エフエム放送(株)																																																										
〔略〕	〔略〕																																																									
4	小諸市の地勢と災害 要因、災害記録	11	1 自然的条件 (1) 〔略〕 (2) 地 形 〔略〕 地目別面積 <table><tr><td></td><td>宅 地</td><td>田</td><td>畑</td><td>山 林</td><td>原 野</td><td>池 沼</td><td>その他</td><td>合 計</td></tr><tr><td>面積 (km²)</td><td>10.650</td><td>12.693</td><td>22.124</td><td>29.902</td><td>2.177</td><td>0.346</td><td>20.658</td><td>98.55</td></tr><tr><td>割合 (%)</td><td>10.8</td><td>12.9</td><td>22.4</td><td>30.3</td><td>2.2</td><td>0.4</td><td>21.0</td><td>100</td></tr></table> (平成27年1月1日現在)		宅 地	田	畑	山 林	原 野	池 沼	その他	合 計	面積 (km ²)	10.650	12.693	22.124	29.902	2.177	0.346	20.658	98.55	割合 (%)	10.8	12.9	22.4	30.3	2.2	0.4	21.0	100	1 自然的条件 (1) 〔略〕 (2) 地 形 〔略〕 地目別面積 <table><tr><td></td><td>宅 地</td><td>田</td><td>畑</td><td>山 林</td><td>原 野</td><td>池 沼</td><td>その他</td><td>合 計</td></tr><tr><td>面積 (km²)</td><td>11.178</td><td>12.397</td><td>21.189</td><td>30.029</td><td>2.171</td><td>0.314</td><td>21.272</td><td>98.55</td></tr><tr><td>割合 (%)</td><td>11.3</td><td>12.6</td><td>21.5</td><td>30.5</td><td>2.2</td><td>0.3</td><td>21.6</td><td>100</td></tr></table> (令和5年1月1日現在)		宅 地	田	畑	山 林	原 野	池 沼	その他	合 計	面積 (km ²)	11.178	12.397	21.189	30.029	2.171	0.314	21.272	98.55	割合 (%)	11.3	12.6	21.5	30.5	2.2	0.3	21.6	100
	宅 地	田	畑	山 林	原 野	池 沼	その他	合 計																																																		
面積 (km ²)	10.650	12.693	22.124	29.902	2.177	0.346	20.658	98.55																																																		
割合 (%)	10.8	12.9	22.4	30.3	2.2	0.4	21.0	100																																																		
	宅 地	田	畑	山 林	原 野	池 沼	その他	合 計																																																		
面積 (km ²)	11.178	12.397	21.189	30.029	2.171	0.314	21.272	98.55																																																		
割合 (%)	11.3	12.6	21.5	30.5	2.2	0.3	21.6	100																																																		
		12	(3) 〔略〕 (4) 気 候 本市は長野県の東部に位置し、内陸気候の特徴が明瞭である。その特徴は、気温差が大きく（過去10年 最高気温37.3℃、最低気温−13.9℃）、年間降水量は800mm前後で、全国的にも少雨域に属する。また、冬型の気圧配置による降雪量は少ない。 気候（令和3年） (小諸消防署) <table><tr><td>平均気温</td><td>最高気温</td><td>最低気温</td><td>平均湿度</td><td>年間降水量</td></tr><tr><td>11.5℃</td><td>34.4℃</td><td>−9.4℃</td><td>72.8%</td><td>876.0mm</td></tr></table>	平均気温	最高気温	最低気温	平均湿度	年間降水量	11.5℃	34.4℃	−9.4℃	72.8%	876.0mm	(3) 〔略〕 (4) 気 候 本市は長野県の東部に位置し、内陸気候の特徴が明瞭である。その特徴は、気温差が大きく（過去10年 最高気温37.3℃、最低気温−14.5℃）、年間降水量は800mm前後で、全国的にも少雨域に属する。また、冬型の気圧配置による降雪量は少ない。 気候（令和5年） (小諸消防署) <table><tr><td>平均気温</td><td>最高気温</td><td>最低気温</td><td>平均湿度</td><td>年間降水量</td></tr><tr><td>12.5℃</td><td>36.1℃</td><td>−14.5℃</td><td>74.5%</td><td>665.0mm</td></tr></table>	平均気温	最高気温	最低気温	平均湿度	年間降水量	12.5℃	36.1℃	−14.5℃	74.5%	665.0mm																																		
平均気温	最高気温	最低気温	平均湿度	年間降水量																																																						
11.5℃	34.4℃	−9.4℃	72.8%	876.0mm																																																						
平均気温	最高気温	最低気温	平均湿度	年間降水量																																																						
12.5℃	36.1℃	−14.5℃	74.5%	665.0mm																																																						

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
5	地震被害想定	34	第3 想定結果 1 予測震度 市域において、最大震度6弱の非常に強い揺れが予測されているほか、市全域で5弱以上と予想されている。 〔図 略〕 2 被害想定結果 (1)～(5) 〔略〕 (6) 道路施設被害 延長：30km 緊急輸送路における道路施設被害箇所数：3箇所 (7) 〔略〕	第3 想定結果 1 予測震度 市域において、最大震度6弱の非常に強い揺れが予測されているほか、 <u>市内の多くの地域で5強</u> 、市全域で5弱以上と予想されている。 〔図 略〕 2 被害想定結果 (1)～(5) 〔略〕 (6) 道路施設被害 延長：30km 緊急輸送道路における道路施設被害箇所数：3箇所 (7) 〔略〕
		37		

第2編 風水害対策編
第1章 災害予防計画

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
1	風水害に強いまちづくり	151 の2	2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 ア～カ 〔略〕 キ 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。 ク 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 ケ 〔略〕	2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 ア～カ 〔略〕 キ 危険な盛土が確認された場合は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。 ク 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 <u>ケ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u> コ 〔略〕
2	災害発生直前対策	152	風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象情報、警報等の伝達体制、住民の警戒避難体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。 1 住民に対する情報の伝達体制の整備 気象情報等の伝達は、本編第2章第2節「災害直前活動」によるが、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。	風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、住民の警戒避難体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。 1 住民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第2節「災害直前活動」によるが、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）																																				
5	広域相互応援計画	156	1 相互応援協定の締結等 市は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結する。現在、締結済みの協定は、次のとおりである。 <table><tr><th>協 定 名</th><th>協定締結先</th><th>応 援 内 容</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>災害時における物資供給に関する協定書（資料3－51）</td><td>NPO法人コメリ災害対策センター</td><td>災害時における物資の供給及び運搬</td></tr></table>	協 定 名	協定締結先	応 援 内 容	〔略〕	〔略〕	〔略〕	災害時における物資供給に関する協定書（資料3－51）	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給及び運搬	1 相互応援協定等の締結等 市は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結する。現在、締結済みの協定等は、次のとおりである。 <table><tr><th>協 定 名</th><th>協定締結先</th><th>応 援 内 容</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>災害時における物資供給に関する協定書（資料3－51）</td><td>NPO法人コメリ災害対策センター</td><td>災害時における物資の供給及び運搬</td></tr><tr><td>上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の貸借に関する協定書（資料3－52）</td><td>(株)アクティオ 長野工機(株) (株)上田技研</td><td>災害時等における発電機等のレンタル機材の貸借及び運搬</td></tr><tr><td>上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の接続等に関する協定書（資料3－53）</td><td>(株)佐久電気 中川電気工業(株) 佐々木保守管理</td><td>災害時等における発電機等のレンタル機材の接続等</td></tr><tr><td>上水道緊急時の給水相互支援協定書（資料3－54）</td><td>東御市</td><td>緊急給水が必要な事態が発生した際の給水支援</td></tr><tr><td>特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（資料3－55）</td><td>東日本電信電話(株)</td><td>災害時における特設公衆電話の設置及び利用</td></tr><tr><td>災害時等における食事の供給協力に関する協定（資料3－56）</td><td>(株)あんでくっく</td><td>災害時における食事の供給及び運搬</td></tr><tr><td>災害時における相互応援に関する協定（資料3－57）</td><td>北海道芦別市 茨城県高萩市 東京都狛江市 東京都羽村市 山梨県上野原市 長野県茅野市 岐阜県瑞穂市 静岡県菊川市 鹿児島県枕崎市</td><td>(1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器（機）材及び物資の提供 (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器（機）材の提供 (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供 (6) 避難生活が長期化する可能性がある場合における民間施設の提供</td></tr></table>	協 定 名	協定締結先	応 援 内 容	〔略〕	〔略〕	〔略〕	災害時における物資供給に関する協定書（資料3－51）	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給及び運搬	上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の貸借に関する協定書（資料3－52）	(株)アクティオ 長野工機(株) (株)上田技研	災害時等における発電機等のレンタル機材の貸借及び運搬	上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の接続等に関する協定書（資料3－53）	(株)佐久電気 中川電気工業(株) 佐々木保守管理	災害時等における発電機等のレンタル機材の接続等	上水道緊急時の給水相互支援協定書（資料3－54）	東御市	緊急給水が必要な事態が発生した際の給水支援	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（資料3－55）	東日本電信電話(株)	災害時における特設公衆電話の設置及び利用	災害時等における食事の供給協力に関する協定（資料3－56）	(株)あんでくっく	災害時における食事の供給及び運搬	災害時における相互応援に関する協定（資料3－57）	北海道芦別市 茨城県高萩市 東京都狛江市 東京都羽村市 山梨県上野原市 長野県茅野市 岐阜県瑞穂市 静岡県菊川市 鹿児島県枕崎市	(1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器（機）材及び物資の提供 (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器（機）材の提供 (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供 (6) 避難生活が長期化する可能性がある場合における民間施設の提供
協 定 名	協定締結先	応 援 内 容																																						
〔略〕	〔略〕	〔略〕																																						
災害時における物資供給に関する協定書（資料3－51）	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給及び運搬																																						
協 定 名	協定締結先	応 援 内 容																																						
〔略〕	〔略〕	〔略〕																																						
災害時における物資供給に関する協定書（資料3－51）	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給及び運搬																																						
上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の貸借に関する協定書（資料3－52）	(株)アクティオ 長野工機(株) (株)上田技研	災害時等における発電機等のレンタル機材の貸借及び運搬																																						
上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の接続等に関する協定書（資料3－53）	(株)佐久電気 中川電気工業(株) 佐々木保守管理	災害時等における発電機等のレンタル機材の接続等																																						
上水道緊急時の給水相互支援協定書（資料3－54）	東御市	緊急給水が必要な事態が発生した際の給水支援																																						
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（資料3－55）	東日本電信電話(株)	災害時における特設公衆電話の設置及び利用																																						
災害時等における食事の供給協力に関する協定（資料3－56）	(株)あんでくっく	災害時における食事の供給及び運搬																																						
災害時における相互応援に関する協定（資料3－57）	北海道芦別市 茨城県高萩市 東京都狛江市 東京都羽村市 山梨県上野原市 長野県茅野市 岐阜県瑞穂市 静岡県菊川市 鹿児島県枕崎市	(1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器（機）材及び物資の提供 (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器（機）材の提供 (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供 (6) 避難生活が長期化する可能性がある場合における民間施設の提供																																						
		159 の4																																						

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
5	広域相互応援計画	159 の4		
6	救助・救急・医療計画	161	4 消防及び医療機関との連絡体制の整備 (1) 風水害等集団 <u>災害発生時</u> の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。 ア～サ 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。 (4) 〔略〕	(7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項 4 消防及び医療機関との連絡体制の整備 (1) 風水害等集団 <u>災害時</u> の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。 ア～サ 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム <u>(EMIS)</u> の整備に努める。 (4) 〔略〕
8	水防活動計画	165	1 水防計画 (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項 ア 重要水防箇所（資料9－5参照）周辺の <u>竹立木</u> 、木材等洪水時に使用できる資材の確認 イ 〔略〕	1 水防計画 (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項 ア 重要水防箇所（資料9－5参照）周辺の <u>立竹木</u> 、木材等洪水時に使用できる資材の確認 イ 〔略〕

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
9	要配慮者支援計画	167	総務部（危機管理課） 市民生活部（人権政策課） 保健福祉部（健康づくり課・<u>厚生課</u>・高齢福祉課） 産業振興部（商工観光課） 1 避難行動要支援者対策 (1)・(2) 〔略〕 (3) 個別避難計画作成の努力義務 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生・児童委員、<u>地域住民等</u>の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成する。 (4)～(6) 〔略〕 (7) 個別避難計画の事前提供 市は、消防機関、警察署、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意又は市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 (8)～(9) 〔略〕	総務部（危機管理課） 市民生活部（人権政策課） 保健福祉部（健康づくり課・<u>福祉課</u>・高齢福祉課） 産業振興部（商工観光課） 1 避難行動要支援者対策 (1)・(2) 〔略〕 (3) 個別避難計画作成の努力義務 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生・児童委員、<u>地域住民、NPO等</u>の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成する。 <u>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u> (4)～(6) 〔略〕 (7) 個別避難計画の事前提供 市は、消防機関、警察署、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意又は市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 (8)～(9) 〔略〕

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
9	要配慮者支援計画	174 175	5 <u>土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定</u>区域内の要配慮者利用施設対策 (1) <u>土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定</u>区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。 (2) 〔略〕 〔要配慮者利用施設の管理者〕 <u>土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定</u>区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設等、診療所に該当するもののほか、それ以外の類型のものにあっても）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。 〔後略〕	5 <u>浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の</u>区域内の要配慮者利用施設対策 (1) <u>浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の</u>区域内の要配慮者利用施設（<u>資料16－10参照</u>）に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。 (2) 〔略〕 〔要配慮者利用施設の管理者〕 <u>浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の</u>区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設等、診療所に該当するもののほか、それ以外の類型のものにあっても）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。 〔後略〕
10	緊急輸送計画	176	大規模災害時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保と輸送力の確保に関し、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、緊急通行車両及び規制除外車両の<u>事前届出の確認等を行い</u>、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前対策を確立する。 1 緊急輸送道路の指定 市は、警察や他の道路管理者と連携して、災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、緊急輸送<u>路線</u>（<u>資料6－5・6－6参照</u>）を選定し、当該道路の防災対策の計画を定め整備を図る。 2 〔略〕 3 輸送体制の整備計画 (1)～(3) 〔略〕 (4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付の<u>ための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなる</u>ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも<u>事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</u>	大規模災害時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保と輸送力の確保に関し、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、緊急通行車両及び規制除外車両の<u>確認等を受け</u>、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前対策を確立する。 1 緊急輸送道路の指定 市は、警察や他の道路管理者と連携して、災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、緊急輸送<u>道路</u>（<u>資料6－5・6－6参照</u>）を選定し、当該道路の防災対策の計画を定め整備を図る。 2 〔略〕 3 輸送体制の整備計画 (1)～(3) 〔略〕 (4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付の<u>ため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができる</u>ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも<u>災害発生前の確認を受ける。</u>

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
10	緊急輸送計画	177	(5) 〔略〕 4 緊急通行車両等の事前届出の確認 被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。このため、<u>一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両等の事前届出の確認を済ませておくものとする。</u> <u>(1) 緊急通行車両等の事前届出</u> <u>市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両等の事前届出を行う。</u> <u>(2) 届出済証の受理と確認</u> <u>ア 県公安委員会による緊急通行車両等に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。</u> <u>イ 届出済証の交付を受けた車両については、災害発生後に緊急通行路が、指定された際、地方事務所や警察署、検問所等において、緊急通行車両の標章（別記様式）及び確認証明書の交付を受ける。</u>	(5) 〔略〕 4 緊急通行車両等の確認 被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。このため、<u>市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両等の確認を受ける。</u>
11	避難の受入活動計画	189	総務部（危機管理課） 保健福祉部（<u>厚生課</u>・高齢福祉課） 建設水道部（建設課・上水道課） 教育委員会事務局（学校教育課・<u>子ども育成課</u>） 1 避難計画の策定等 (1) 避難体制の整備等 ア～ウ 〔略〕 エ <u>土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設（資料16－10参照）に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</u> オ 〔略〕 カ 市は、佐久地域振興局と連携して、あらかじめ住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の<u>自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の</u>情報を提供する。 <u>キ 市は、自宅療養者等の避難の確保を図るため、突発災害時等にもすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努める。</u> (2)～(6) 〔略〕	総務部（危機管理課） 保健福祉部（<u>福祉課</u>・高齢福祉課・<u>子ども家庭支援課</u>） 建設水道部（建設課・上水道課） 教育委員会事務局（学校教育課） 1 避難計画の策定等 (1) 避難体制の整備等 ア～ウ 〔略〕 エ <u>浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設（資料16－10参照）に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</u> オ 〔略〕 カ 市は、佐久地域振興局と連携して、あらかじめ住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の<u>対応に関する</u>情報を提供する。 (2)～(6) 〔略〕

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
11	避難の受入活動計画	193	3 避難所の確保 (1)・(2) 〔略〕 (3) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。 (4)～(10) 〔略〕 (11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。 (12)～(22) 〔略〕 (23) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。 4 避難路の確保 (1)・(2) 〔略〕 (3) 崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路を選定すること。 8 学校等における避難計画 (1) 避難計画の作成 ア 〔略〕 イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。 ウ 〔略〕 (2)～(4) 〔略〕	3 避難所の確保 (1)・(2) 〔略〕 (3) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</u> (4)～(10) 〔略〕 (11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。 (12)～(22) 〔略〕 (23) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努める。 4 避難路の確保 (1)・(2) 〔略〕 (3) 崖崩れ等の<u>おそれのある</u>箇所を通過しない経路を選定すること。 8 学校等における避難計画 (1) 避難計画の作成 ア 〔略〕 イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会<u>及び保健福祉部</u>に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。 ウ 〔略〕 (2)～(4) 〔略〕

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
18	災害広報計画	219	<u>災害発生時</u>に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備等を行っておく必要がある。 1 〔略〕 2 報道機関への情報提供及び協定 (1) <u>災害発生時</u>には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。 (2) 〔略〕 (3) <u>災害発生時</u>に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。	<u>災害時</u>に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備等を行っておく必要がある。 1 〔略〕 2 報道機関への情報提供及び協定 (1) <u>災害時</u>には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。 (2) 〔略〕 (3) <u>災害時</u>に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。
19	土砂災害等の災害予防計画	219 の2 219 の3	2 地すべり対策 <u>市内の地すべり危険箇所については、資料16－6に掲げるとおりである。これらの</u>箇所については、地すべり災害の発生に関係する行為を規制するとともに、平常時からの警戒避難体制の整備に努める。また、総合的かつ長期的な対策工事の実施に努める。 3 〔略〕 4 土石流対策 危険地域内において、有害な行為を規制するとともに、床固工事等の所要の防止工事を推進する。 また、人命保護の立場から土石流<u>危険溪流</u>の周知、警戒避難体制の確立に努める。当面の防災対策として、<u>土石流発生危険溪流</u>の標示、警報の伝達、避難措置等の方法を定め、緊急時に際して各区域ごとに適切な措置がとれるよう警戒体制の整備を図る。 5・6 〔略〕 7 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域対策 要配慮者利用施設が立地している土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内については、要配慮者支援対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策を実施していく。 また、今後は<u>土砂災害警戒区域等</u>には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとするが、地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず<u>新築等</u>行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 (1)～(4) 〔略〕 8 住民への周知 (1) 〔略〕	2 地すべり対策 <u>市内において、地すべりが発生するおそれのある</u>箇所については、地すべり災害の発生に関係する行為を規制するとともに、平常時からの警戒避難体制の整備に努める。また、総合的かつ長期的な対策工事の実施に努める。 3 〔略〕 4 土石流対策 危険地域内において、有害な行為を規制するとともに、床固工事等の所要の防止工事を推進する。 また、人命保護の立場から土石流が<u>発生するおそれのある溪流</u>の周知、警戒避難体制の確立に努める。当面の防災対策として、<u>土石流が発生するおそれのある溪流</u>の標示、警報の伝達、避難措置等の方法を定め、緊急時に際して各区域ごとに適切な措置がとれるよう警戒体制の整備を図る。 5・6 〔略〕 7 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域対策 要配慮者利用施設が立地している土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内については、要配慮者支援対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策を実施していく。 また、今後は<u>土砂災害特別警戒区域</u>には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとするが、地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず<u>新築等</u>を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 (1)～(4) 〔略〕 8 住民への周知 (1) 〔略〕

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
19	土砂災害等の災害予防計画	219 の3 220	(2) 土砂災害危険箇所及び指定緊急避難場所等の防災情報を掲載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、各世帯に配布する。 (3) 〔略〕 9 土砂災害警戒区域の対策 (1)～(4) 〔略〕 〔住民等〕 (1) 住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴い、その内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。 (2) 〔略〕	(2) 土砂災害警戒区域及び指定緊急避難場所等の防災情報を掲載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、各世帯に配布する。 (3) 〔略〕 9 土砂災害警戒区域等の対策 (1)～(4) 〔略〕 〔住民等〕 (1) 住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴い、その内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。 (2) 〔略〕
26	二次災害の予防計画	248	4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。二次災害予防のため、土砂災害危険箇所をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。	4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。二次災害予防のため、土砂災害警戒区域等をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。
27	防災知識普及計画	248 249	（総務部（危機管理課・総務課・消防課） 市民生活部（人権政策課） 保健福祉部（厚生課・高齢福祉課） 教育委員会事務局（学校教育課・子ども育成課・文化財・生涯学習課・スポーツ課） 1 住民等に対する防災知識の普及活動 (1) 県が実施する計画 ア 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 (ア)～(チ) 〔略〕 (ツ) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 (テ)～(ネ) 〔略〕 イ～シ 〔略〕	（総務部（危機管理課・総務課・消防課） 市民生活部（人権政策課） 保健福祉部（福祉課・高齢福祉課・子ども家庭支援課） 教育委員会事務局（学校教育課・文化財・生涯学習課・スポーツ課） 1 住民等に対する防災知識の普及活動 (1) 県が実施する計画 ア 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 (ア)～(チ) 〔略〕 (ツ) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識 (テ)～(ネ) 〔略〕 イ～シ 〔略〕

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
27	防災知識普及計画	250	(2) 市が実施する計画 ア 前記(1)アの事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。 （ア）各地域における避難対象地区、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識 （イ）〔略〕 イ～ス 〔略〕	(2) 市が実施する計画 ア 前記(1)アの事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。 （ア）各地域における避難対象地区、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識 （イ）〔略〕 イ～ス 〔略〕
28	防災訓練計画	254	〔前略〕 市は県及び防災関係機関と協力し、災害時における行動の確認、住民、企業等との<u>協調</u>体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を、年1回以上、実施する。併せて、実践的な訓練にするため、訓練内容について配慮し、事後評価を行う。 1～3 〔略〕	〔前略〕 市は県及び防災関係機関と協力し、災害時における行動の確認、住民、企業等との<u>連携</u>体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を、年1回以上、実施する。併せて、実践的な訓練にするため、訓練内容について配慮し、事後評価を行う。 1～3 〔略〕
29	災害復旧・復興への備え	271	1 災害廃棄物の発生への対応 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>発災時</u>に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。 (5) 〔略〕	1 災害廃棄物の発生への対応 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>災害時</u>に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体<u>や民間事業者等</u>との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。 (5) 〔略〕

第2章 災害応急対策計画

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）																																																																																																																																		
1	非常参集職員の活動	402	2 配備体制の決定及び配備指令の伝達 (1) 勤務時間内 ア 危機管理課長は、気象 情報 、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに総務部長に報告する（図①）。 イ〜カ 〔略〕 〔図中〕 気象 予警報 災害情報等 (2) 勤務時間外 ア 当直者は、気象 情報 、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに危機管理課長（連絡がとれないときは総務部長）に報告する（図①①'）。 イ〜カ 〔略〕 〔図中〕 気象 予警報 災害情報等	2 配備体制の決定及び配備指令の伝達 (1) 勤務時間内 ア 危機管理課長は、気象 警報・注意報等 、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに総務部長に報告する（図①）。 イ〜カ 〔略〕 〔図中〕 気象 警報・注意報等 災害情報等 (2) 勤務時間外 ア 当直者は、気象 警報・注意報等 、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに危機管理課長（連絡がとれないときは総務部長）に報告する（図①①'）。 イ〜カ 〔略〕 〔図中〕 気象 警報・注意報等 災害情報等																																																																																																																																		
		403	イ〜カ 〔略〕 〔図中〕 気象 予警報 災害情報等	イ〜カ 〔略〕 〔図中〕 気象 警報・注意報等 災害情報等																																																																																																																																		
		404	3 職員の参集 (1) 動員配備人員の一般的基準 <table><tr><th>部</th><th>課</th><th>警戒体制</th><th>応急体制</th><th>第1次配備体制</th><th>第2次配備体制</th></tr><tr><td colspan="6">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="4">保健福祉部</td><td>健康づくり課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>厚生課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>高齢福祉課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="6">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="4">教育委員会事務局</td><td>学校教育課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>子ども育成課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>文化財・生涯学習課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>スポーツ課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td colspan="6">〔略〕</td></tr></table>	部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制	〔略〕						保健福祉部	健康づくり課			〃	〃	厚生課			〃	〃	高齢福祉課			〃	〃						〔略〕						教育委員会事務局	学校教育課			〃	〃	子ども育成課			〃	〃	文化財・生涯学習課			〃	〃	スポーツ課			〃	〃	〔略〕						3 職員の参集 (1) 動員配備人員の一般的基準 <table><tr><th>部</th><th>課</th><th>警戒体制</th><th>応急体制</th><th>第1次配備体制</th><th>第2次配備体制</th></tr><tr><td colspan="6">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="4">保健福祉部</td><td>健康づくり課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>福祉課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>高齢福祉課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>こども家庭支援課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td colspan="6">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="4">教育委員会事務局</td><td>学校教育課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>文化財・生涯学習課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>スポーツ課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td colspan="6">〔略〕</td></tr></table>	部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制	〔略〕						保健福祉部	健康づくり課			〃	〃	福祉課			〃	〃	高齢福祉課			〃	〃	こども家庭支援課			〃	〃	〔略〕						教育委員会事務局	学校教育課			〃	〃						文化財・生涯学習課			〃	〃	スポーツ課			〃	〃	〔略〕			
部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制																																																																																																																																	
〔略〕																																																																																																																																						
保健福祉部	健康づくり課			〃	〃																																																																																																																																	
	厚生課			〃	〃																																																																																																																																	
	高齢福祉課			〃	〃																																																																																																																																	
〔略〕																																																																																																																																						
教育委員会事務局	学校教育課			〃	〃																																																																																																																																	
	子ども育成課			〃	〃																																																																																																																																	
	文化財・生涯学習課			〃	〃																																																																																																																																	
	スポーツ課			〃	〃																																																																																																																																	
〔略〕																																																																																																																																						
部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制																																																																																																																																	
〔略〕																																																																																																																																						
保健福祉部	健康づくり課			〃	〃																																																																																																																																	
	福祉課			〃	〃																																																																																																																																	
	高齢福祉課			〃	〃																																																																																																																																	
	こども家庭支援課			〃	〃																																																																																																																																	
〔略〕																																																																																																																																						
教育委員会事務局	学校教育課			〃	〃																																																																																																																																	
	文化財・生涯学習課			〃	〃																																																																																																																																	
	スポーツ課			〃	〃																																																																																																																																	
〔略〕																																																																																																																																						

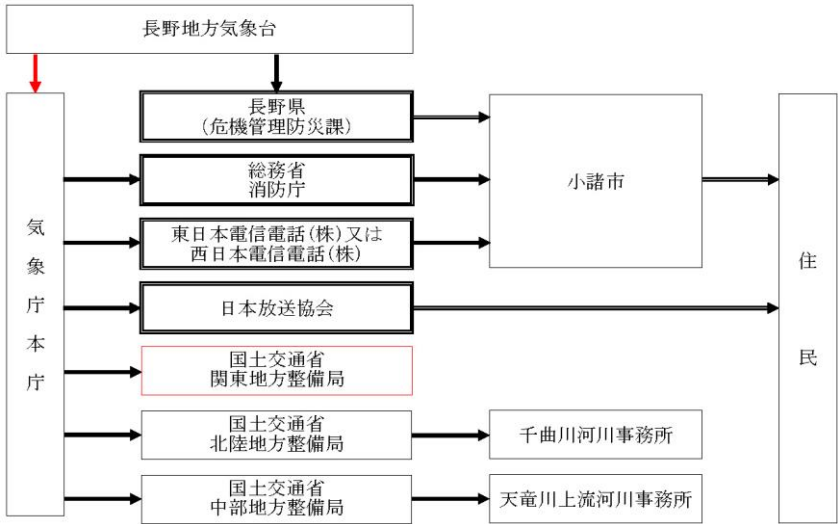
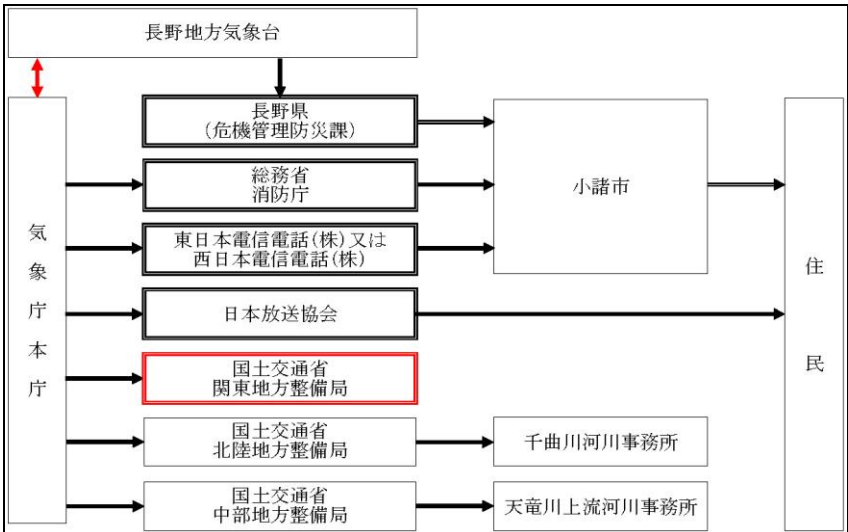
節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）																																				
1	非常参集職員の活動																																							
			各部・班の事務分掌	各部・班の事務分掌																																				
		409	<table><tr><td>対 策 部 (◎部長)</td><td>対 策 班 (◆班長／◇副班長)</td><td>主 な 事 務 分 掌</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="4">福祉対策部 ◎保健福祉部長</td><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>援護班 ◆厚生課長 ◇保護社会係長</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>高齢福祉班 ◆高齢福祉課長</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table>	対 策 部 (◎部長)	対 策 班 (◆班長／◇副班長)	主 な 事 務 分 掌	〔略〕			福祉対策部 ◎保健福祉部長	〔略〕		援護班 ◆厚生課長 ◇保護社会係長	〔略〕	高齢福祉班 ◆高齢福祉課長	〔略〕			<table><tr><td>対 策 部 (◎部長)</td><td>対 策 班 (◆班長／◇副班長)</td><td>主 な 事 務 分 掌</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="4">福祉対策部 ◎保健福祉部長</td><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>援護班 ◆福祉課長 ◇保護社会係長</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>高齢福祉班 ◆高齢福祉課長</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>こども家庭支援班 ◆こども家庭支援課長</td><td>・保育所の被害状況調査及び応急対策に関する こと。 ・保育園児の安全確保に関すること。</td></tr></table>	対 策 部 (◎部長)	対 策 班 (◆班長／◇副班長)	主 な 事 務 分 掌	〔略〕			福祉対策部 ◎保健福祉部長	〔略〕		援護班 ◆福祉課長 ◇保護社会係長	〔略〕	高齢福祉班 ◆高齢福祉課長	〔略〕	こども家庭支援班 ◆こども家庭支援課長	・保育所の被害状況調査及び応急対策に関する こと。 ・保育園児の安全確保に関すること。						
対 策 部 (◎部長)	対 策 班 (◆班長／◇副班長)	主 な 事 務 分 掌																																						
〔略〕																																								
福祉対策部 ◎保健福祉部長	〔略〕																																							
	援護班 ◆厚生課長 ◇保護社会係長	〔略〕																																						
	高齢福祉班 ◆高齢福祉課長	〔略〕																																						
対 策 部 (◎部長)	対 策 班 (◆班長／◇副班長)	主 な 事 務 分 掌																																						
〔略〕																																								
福祉対策部 ◎保健福祉部長	〔略〕																																							
	援護班 ◆福祉課長 ◇保護社会係長	〔略〕																																						
	高齢福祉班 ◆高齢福祉課長	〔略〕																																						
	こども家庭支援班 ◆こども家庭支援課長	・保育所の被害状況調査及び応急対策に関する こと。 ・保育園児の安全確保に関すること。																																						
		410																																						
		411	<table><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="2">建設対策部 ◎建設水道部長</td><td>建設班 ◆建設課長</td><td>〔略〕 ・緊急輸送路に関すること。 〔略〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="3">教育対策部 ◎教育次長</td><td>学校教育班 ◆学校教育課長</td><td></td></tr><tr><td>子ども育成班 ◆子ども育成課長</td><td>・保育所の被害状況調査及び応急対策に関する こと。 ・保育園児の安全確保に関すること。</td></tr><tr><td>生涯学習班 ◆文化財・生涯学習課長 ◇スポーツ課長</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table>	〔略〕			建設対策部 ◎建設水道部長	建設班 ◆建設課長	〔略〕 ・緊急輸送路に関すること。 〔略〕	〔略〕		教育対策部 ◎教育次長	学校教育班 ◆学校教育課長		子ども育成班 ◆子ども育成課長	・保育所の被害状況調査及び応急対策に関する こと。 ・保育園児の安全確保に関すること。	生涯学習班 ◆文化財・生涯学習課長 ◇スポーツ課長	〔略〕	〔略〕			<table><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="2">建設対策部 ◎建設水道部長</td><td>建設班 ◆建設課長</td><td>〔略〕 ・緊急輸送道路に関すること。 〔略〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="3">教育対策部 ◎教育次長</td><td>学校教育班 ◆学校教育課長</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td>生涯学習班 ◆文化財・生涯学習課長 ◇スポーツ課長</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table>	〔略〕			建設対策部 ◎建設水道部長	建設班 ◆建設課長	〔略〕 ・緊急輸送道路に関すること。 〔略〕	〔略〕		教育対策部 ◎教育次長	学校教育班 ◆学校教育課長				生涯学習班 ◆文化財・生涯学習課長 ◇スポーツ課長	〔略〕	〔略〕		
〔略〕																																								
建設対策部 ◎建設水道部長	建設班 ◆建設課長	〔略〕 ・緊急輸送路に関すること。 〔略〕																																						
	〔略〕																																							
教育対策部 ◎教育次長	学校教育班 ◆学校教育課長																																							
	子ども育成班 ◆子ども育成課長	・保育所の被害状況調査及び応急対策に関する こと。 ・保育園児の安全確保に関すること。																																						
	生涯学習班 ◆文化財・生涯学習課長 ◇スポーツ課長	〔略〕																																						
〔略〕																																								
〔略〕																																								
建設対策部 ◎建設水道部長	建設班 ◆建設課長	〔略〕 ・緊急輸送道路に関すること。 〔略〕																																						
	〔略〕																																							
教育対策部 ◎教育次長	学校教育班 ◆学校教育課長																																							
	生涯学習班 ◆文化財・生涯学習課長 ◇スポーツ課長	〔略〕																																						
〔略〕																																								

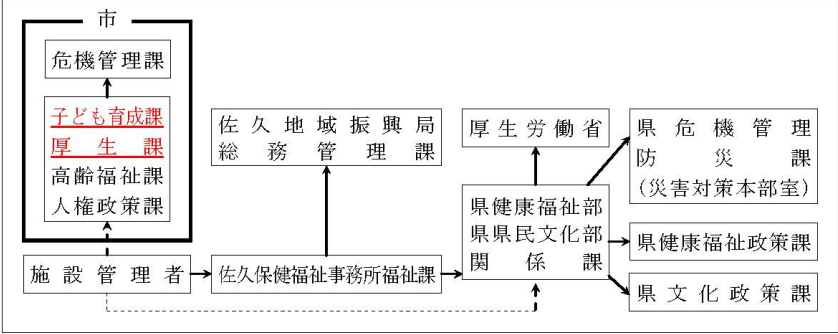
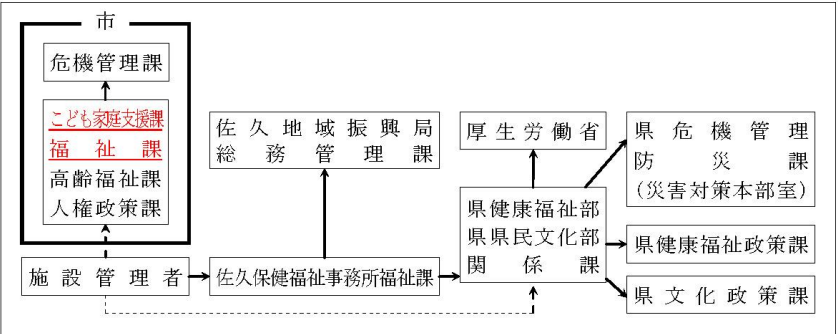
節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
2	災害直前活動	431	1 警報等の受領・伝達 (1) 市 ア 勤務時間内 (ア) 長野地方気象台から発表されている<u>気象警報等</u>は、危機管理課長が受領し、総務部長に報告する。 (イ) 総務部長は、受領した<u>気象警報等</u>を消防機関その他の関係機関に連絡するとともに、庁内ネットワーク等により各課に周知させる。また、状況により防災行政無線等で住民に周知する。 イ 勤務時間外 (ア) 勤務時間外に長野地方気象台から発表され、通知される<u>気象警報等</u>は、危機管理課において受領できる場合を除き、当直者が受領する。 (イ) 当直者は、<u>気象警報等</u>を受領したときは、危機管理課長（連絡が取れないときは総務部長）へ連絡する。また状況に応じて非常参集職員活動体制計画による警戒体制担当者及び消防機関、消防団に連絡する。 (ウ) (イ)により当直者からの連絡により登庁した警戒体制担当者は、当直者から<u>気象警報等</u>を受領し、それぞれ所属長（状況により市長、副市長）に報告する。 (2) 消防署 関係機関から連絡を受けた<u>気象警報等</u>の状況により、防災行政無線等の方法により住民に警報する。 (3) 区 長 市から通知を受けた<u>気象警報等</u>の状況により、防災行政無線（区内放送）、その他の方法により住民に周知する。 2 警報等の伝達活動 気象警報、<u>注意報等</u>を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。 関係機関は、別紙2の「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・<u>土砂災害警戒情報</u>等の伝達活動を行う。	1 気象警報・注意報等の受領・伝達 (1) 市 ア 勤務時間内 (ア) 長野地方気象台から発表されている<u>気象警報・注意報等</u>は、危機管理課長が受領し、総務部長に報告する。 (イ) 総務部長は、受領した<u>気象警報・注意報等</u>を消防機関その他の関係機関に連絡するとともに、庁内ネットワーク等により各課に周知させる。また、状況により防災行政無線等で住民に周知する。 イ 勤務時間外 (ア) 勤務時間外に長野地方気象台から発表され、通知される<u>気象警報・注意報等</u>は、危機管理課において受領できる場合を除き、当直者が受領する。 (イ) 当直者は、<u>気象警報・注意報等</u>を受領したときは、危機管理課長（連絡が取れないときは総務部長）へ連絡する。また状況に応じて非常参集職員活動体制計画による警戒体制担当者及び消防機関、消防団に連絡する。 (ウ) (イ)により当直者からの連絡により登庁した警戒体制担当者は、当直者から<u>気象警報・注意報等</u>を受領し、それぞれ所属長（状況により市長、副市長）に報告する。 (2) 消防署 関係機関から連絡を受けた<u>気象警報・注意報等</u>の状況により、防災行政無線等の方法により住民に警報する。 (3) 区 長 市から通知を受けた<u>気象警報・注意報等</u>の状況により、防災行政無線（区内放送）、その他の方法により住民に周知する。 2 気象警報・注意報等の伝達活動 気象警報・<u>注意報等</u>を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。 関係機関は、別紙2の「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報等の伝達活動を行う。
		432	(1)・(2) 〔略〕 (3) 市は、関係機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、気象状況を常に把握し、警報・注意報等の補填に努める。 (4) 〔略〕	(1)・(2) 〔略〕 (3) 市は、関係機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、気象状況を常に把握し、<u>気象</u>警報・注意報等の補填に努める。 (4) 〔略〕

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
2	災害直前活動	433	4 住民の避難誘導対策 風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、避難指示等を行い、適切な避難誘導を実施し、災害に備える（具体的な活動については、本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」を参照のこと。）。また、浸水想定区域内<u>や土砂災害危険箇所</u>及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。 (1)～(13) 〔略〕	4 住民の避難誘導対策 風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、避難指示等を行い、適切な避難誘導を実施し、災害に備える（具体的な活動については、本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」を参照のこと。）。また、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。 (1)～(13) 〔略〕
		433 の3	別紙1 警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (1) 特別警報・警報・注意報 長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を、小諸市に現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに示して発表する。 (2) 長野地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報 ア 特別警報基準 (ア) 〔略〕 (イ) 台風等を要因とする特別警報の指標 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。 台風については、指標<u>となる</u>中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。 温帯低気圧については、指標<u>となる</u>最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。 (ウ) 〔略〕	別紙1 警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (1) 特別警報・警報・注意報 長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を、小諸市に現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに示して発表する。 <u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</u> (2) 長野地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報 ア 特別警報基準 (ア) 〔略〕 (イ) 台風等を要因とする特別警報の指標 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。 台風については、指標（<u>発表条件</u>）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。 温帯低気圧については、指標（<u>発表条件</u>）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。 (ウ) 〔略〕
		434		

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）																												
2	災害直前活動	435	（警報・注意報発表基準） （令和5年6月8日現在 発表官署 長野地方気象台） <table><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="3">注意報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td>5</td></tr><tr><td>土壌雨量指数基準</td><td>86</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	土壌雨量指数基準	86	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	（警報・注意報発表基準） （令和6年5月23日現在 発表官署 長野地方気象台） <table><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="3">注意報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td>5</td></tr><tr><td>土壌雨量指数基準</td><td>82</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	土壌雨量指数基準	82	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																											
		注意報	大雨	表面雨量指数基準	5																											
				土壌雨量指数基準	86																											
〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕																												
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																													
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5																													
		土壌雨量指数基準	82																													
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																												
436	2 水防法に基づく警報等 (1) 千曲川上流洪水予報 〔略〕	<table><tr><th>種 類</th><th>標 題</th><th>概 要</th></tr><tr><td rowspan="4">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td rowspan="2">氾濫危険情報</td><td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	種 類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	2 水防法に基づく警報等 (1) 千曲川上流洪水予報 〔略〕 <table><tr><th>種 類</th><th>標 題</th><th>概 要</th></tr><tr><td rowspan="4">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td rowspan="2">氾濫危険情報</td><td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	種 類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕			
種 類	標 題	概 要																														
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																														
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																														
		〔略〕	〔略〕																													
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																													
種 類	標 題	概 要																														
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																														
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																														
		〔略〕	〔略〕																													
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																													

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）																				
2	災害直前活動		4 その他の情報 (1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等 警報の危険度分布（キキクル）等の概要 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>〔略〕</td></tr></table> (2) 〔略〕 (3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<u>注意を喚起する</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状<u>の</u>降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。 (4) 〔略〕	種 類	概 要	〔略〕	〔略〕	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	〔略〕			流域雨量指数の予測値	〔略〕	4 その他の情報 (1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等 警報の危険度分布（キキクル）等の概要 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td><u>危険度分布（キキクル）の色が持つ意味</u></td><td> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td></tr><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>〔略〕</td></tr></table> (2) 〔略〕 (3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<u>注意・警戒を呼びかけられる</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。<u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、气象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。</u> (4) 〔略〕	種 類	概 要	〔略〕	〔略〕	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	〔略〕	<u>危険度分布（キキクル）の色が持つ意味</u>	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	流域雨量指数の予測値	〔略〕
種 類	概 要																							
〔略〕	〔略〕																							
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	〔略〕																							
流域雨量指数の予測値	〔略〕																							
種 類	概 要																							
〔略〕	〔略〕																							
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	〔略〕																							
<u>危険度分布（キキクル）の色が持つ意味</u>	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																							
流域雨量指数の予測値	〔略〕																							

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
2	災害直前活動	440	(5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の市町村において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現したときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。 (6) 〔略〕	(5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。 (6) 〔略〕
		441	別紙2 警報等伝達系統図 1 警報・注意報及び情報 (1) 系統図  注1 〔略〕 注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。 (2) 〔略〕	別紙2 警報等伝達系統図 1 警報・注意報及び情報 (1) 系統図  注1 〔略〕 注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 (2) 〔略〕

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
3	災害情報の収集・連絡活動	443	2 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、それぞれ調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては関係各課は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。<u>なお</u>、被害が甚大であり、市において被害調査が実施できないときは県現地機関等に応援を求め行う。 <u>また</u>、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかに他市町村の応援を求めるなどして情報を収集し、被害の詳細を迅速に県及び関係機関に報告するよう努める。 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。 ◎小諸市の災害情報連絡系統 (1)・(2) 〔略〕 (3) 社会福祉施設被害状況報告（様式8）  (4)～(6) 〔略〕	2 被害状況等の調査と調査責任機関 (1) 被害状況の調査は、それぞれ調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては関係各課は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 (2) 被害が甚大であり、市において被害調査が実施できないときは県現地機関等に応援を求め行う。 (3) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかに他市町村の応援を求めるなどして情報を収集し、被害の詳細を迅速に県及び関係機関に報告するよう努める。 (4) 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。 ◎小諸市の災害情報連絡系統 (1)・(2) 〔略〕 (3) 社会福祉施設被害状況報告（様式8）  (4)～(6) 〔略〕

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
3	災害情報の収集・連絡活動	448	(7) 都市施設被害状況報告（様式14） (8) 水道施設被害状況報告（様式15） (9) 廃棄物処理施設被害状況報告（様式16） (10)～(14) 〔略〕	(7) 都市施設被害状況報告（様式14） (8) 水道施設被害状況報告（様式15） (9) 廃棄物処理施設被害状況報告（様式16） (10)～(14) 〔略〕

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）																																																																				
3	災害情報の収集・連絡活動	450	(15) 〔略〕 (16) 市有財産（様式21） 市 財 政 課 危機管理課 → 佐久地域振興局総務管理課 → 県危機管理防災課 (災害対策本部室) （注）：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。 (17)～(20) 〔略〕	(15) 〔略〕 (16) 市有財産（様式21） 市 財 政 課 危機管理課 → 佐久地域振興局総務管理課 → 県危機管理防災課 (災害対策本部室) （注）：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。 (17)～(20) 〔略〕																																																																				
4	広域相互応援活動	471	〔前略〕 また、他市町村が被災し、応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。 <u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u> <u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</u> 1 〔略〕	〔前略〕 また、他市町村が被災し、応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。 <u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</u> 1 〔略〕																																																																				
5	ヘリコプターの活用計画	475	1 出動手続の実施 (1)～(4) 〔略〕 <table><tr><th>種 類</th><th>機 種</th><th>定員</th><th>救 助 ホイスト</th><th>消火装置</th><th>物資吊下</th><th>映像伝送</th></tr><tr><td>消防防災ヘリコプター</td><td>ベル412EPI</td><td>15</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="2">県警ヘリコプター</td><td><u>ユーロコプター</u> <u>AS365N3</u></td><td><u>13</u></td><td><u>○</u></td><td></td><td><u>○</u></td><td><u>○</u></td></tr><tr><td>アグスタAW139</td><td>17</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="7">〔略〕</td></tr></table> (5) 〔略〕	種 類	機 種	定員	救 助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	<u>ユーロコプター</u> <u>AS365N3</u>	<u>13</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	アグスタAW139	17	○		○	○	〔略〕							1 出動手続の実施 (1)～(4) 〔略〕 <table><tr><th>種 類</th><th>機 種</th><th>定員</th><th>救 助 ホイスト</th><th>消火装置</th><th>物資吊下</th><th>映像伝送</th></tr><tr><td>消防防災ヘリコプター</td><td>ベル412EPI</td><td>15</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="2">県警ヘリコプター</td><td colspan="6"></td></tr><tr><td>アグスタAW139</td><td>17</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="7">〔略〕</td></tr></table> (5) 〔略〕	種 類	機 種	定員	救 助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター							アグスタAW139	17	○		○	○	〔略〕						
種 類	機 種	定員	救 助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																		
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○																																																																		
県警ヘリコプター	<u>ユーロコプター</u> <u>AS365N3</u>	<u>13</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>																																																																		
	アグスタAW139	17	○		○	○																																																																		
〔略〕																																																																								
種 類	機 種	定員	救 助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																		
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○																																																																		
県警ヘリコプター																																																																								
	アグスタAW139	17	○		○	○																																																																		
〔略〕																																																																								
7	救助・救急・医療活動	501	〔前略〕 なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u> 1・2 〔略〕	〔前略〕 なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</u> 1・2 〔略〕																																																																				

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
10	要配慮者に対する応急活動	506	総務部（総務課） 市民生活部（市民課・人権政策課） 保健福祉部（健康づくり課・厚生課・高齢福祉課） 産業振興部（商工観光課） 教育委員会事務局（学校教育課・子ども育成課） 1 避難受入活動 (1)・(2) 〔略〕 (3) 避難所での生活環境整備 ア・イ 〔略〕 ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師等による相談体制を整え、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、必要に応じて医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を行う。 職員を派遣する際は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u> エ・オ 〔略〕	総務部（<u>危機管理課</u>・総務課） 市民生活部（市民課・人権政策課） 保健福祉部（健康づくり課・福祉課・高齢福祉課・<u>こども家庭支援課</u>） 産業振興部（商工観光課） 教育委員会事務局（学校教育課） 1 避難受入活動 (1)・(2) 〔略〕 (3) 避難所での生活環境整備 ア・イ 〔略〕 ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師等による相談体制を整え、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、必要に応じて医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を行う。 なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</u> エ・オ 〔略〕
11	緊急輸送活動	509	1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位 大規模<u>災害発生時</u>の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む総合的な輸送確保を行う。 〔後略〕 2 緊急輸送体制の確立 (1) 車両による輸送 ア 輸送路の確保 (ア) 市長は、県及び警察等関係機関と協議の上、県指定の緊急輸送道路及びそれらと市内の拠点施設（市庁舎、医療施設、ヘリポート、物資輸送拠点など）を結ぶ道路を緊急輸送<u>路線</u>とし、交通規制、障害物の除去等必要な対策を進める（資料6－5・6－6参照）。 イ 〔略〕	1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位 大規模<u>災害時</u>の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む総合的な輸送確保を行う。 〔後略〕 2 緊急輸送体制の確立 (1) 車両による輸送 ア 輸送路の確保 (ア) 市長は、県及び警察等関係機関と協議の上、県指定の緊急輸送道路及びそれらと市内の拠点施設（市庁舎、医療施設、ヘリポート、物資輸送拠点など）を結ぶ道路を緊急輸送<u>道路</u>とし、交通規制、障害物の除去等必要な対策を進める（資料6－5・6－6参照）。 イ 〔略〕

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）																																																										
12	避難受入れ及び情報提供活動	513	総務部（危機管理課・総務課・財政課・消防課） 市民生活部（市民課・税務課・人権政策課） 保健福祉部（厚生課・高齢福祉課・健康づくり課）建設水道部（建設課） 教育委員会事務局（学校教育課・子ども育成課・文化財・生涯学習課・スポーツ課） 監査委員事務局（兼選挙管理委員会事務局）	総務部（危機管理課・総務課・財政課・消防課） 市民生活部（市民課・税務課・人権政策課） 保健福祉部（福祉課・高齢福祉課・健康づくり課・子ども支援家庭課）建設水道部（建設課） 教育委員会事務局（学校教育課・文化財・生涯学習課・スポーツ課） 監査委員事務局（兼選挙管理委員会事務局）																																																										
		514	1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (1) 実施機関 ア 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令し、伝達する。 避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。 また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。 高齢者等避難、避難指示の実施機関、根拠等 <table><tr><th>実 施 事 項</th><th>機 関 等</th><th>根 拠</th><th>対 象 災 害</th></tr><tr><td colspan="4">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="3">避 難 指 示</td><td>市 長</td><td>災害対策基本法第60条</td><td>災 害 全 般</td></tr><tr><td>水 防 管 理 者</td><td>水 防 法 第 29 条</td><td>洪 水</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td>指定避難所の開設、受入れ</td><td>市 長</td><td></td><td></td></tr></table> イ・ウ 〔略〕	実 施 事 項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害	〔略〕				避 難 指 示	市 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般	水 防 管 理 者	水 防 法 第 29 条	洪 水	〔略〕			指定避難所の開設、受入れ	市 長			1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (1) 実施機関 ア 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令し、伝達する。 避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。 また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。 高齢者等避難、避難指示の実施機関、根拠等 <table><tr><th>実 施 事 項</th><th>機 関 等</th><th>根 拠</th><th>対 象 災 害</th></tr><tr><td colspan="4">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="3">避 難 指 示</td><td>市 長</td><td>災害対策基本法第60条</td><td>災 害 全 般</td></tr><tr><td>知 事</td><td>災害対策基本法第60条</td><td>災 害 全 般</td></tr><tr><td>水 防 管 理 者</td><td>水 防 法 第 29 条</td><td>洪 水</td></tr><tr><td colspan="4">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="3">緊 急 安 全 確 保</td><td>市 長</td><td>災害対策基本法第60条</td><td>災 害 全 般</td></tr><tr><td>知 事</td><td>災害対策基本法第60条</td><td>災 害 全 般</td></tr><tr><td>警 察 官</td><td>災害対策基本法第61条</td><td>災 害 全 般</td></tr><tr><td>指定避難所の開設、受入れ</td><td>市 長</td><td></td><td></td></tr></table> イ・ウ 〔略〕	実 施 事 項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害	〔略〕				避 難 指 示	市 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般	知 事	災害対策基本法第60条	災 害 全 般	水 防 管 理 者	水 防 法 第 29 条	洪 水	〔略〕				緊 急 安 全 確 保	市 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般	知 事	災害対策基本法第60条	災 害 全 般	警 察 官	災害対策基本法第61条	災 害 全 般	指定避難所の開設、受入れ	市 長		
実 施 事 項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害																																																											
〔略〕																																																														
避 難 指 示	市 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般																																																											
	水 防 管 理 者	水 防 法 第 29 条	洪 水																																																											
	〔略〕																																																													
指定避難所の開設、受入れ	市 長																																																													
実 施 事 項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害																																																											
〔略〕																																																														
避 難 指 示	市 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般																																																											
	知 事	災害対策基本法第60条	災 害 全 般																																																											
	水 防 管 理 者	水 防 法 第 29 条	洪 水																																																											
〔略〕																																																														
緊 急 安 全 確 保	市 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般																																																											
	知 事	災害対策基本法第60条	災 害 全 般																																																											
	警 察 官	災害対策基本法第61条	災 害 全 般																																																											
指定避難所の開設、受入れ	市 長																																																													
		515	(3) 高齢者等避難、避難指示及び報告、通知等 ア～ウ 〔略〕	(3) 措置及び報告、通知等 ア～ウ 〔略〕																																																										

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
12	避難受入れ及び情報提供活動	516	(4) 〔略〕 (5) 避難指示等の内容 <u>避難指示を行う</u>に際して、次の事項を明確にする。<u>また、高齢者等避難の伝達についても同様とする。</u> ア～コ 〔略〕 (6) 住民への周知 ア 避難指示等<u>を行った場合</u>は、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 なお、〔中略〕周知徹底に努める。	(4) 〔略〕 (5) 避難指示等の内容 <u>避難指示等の発令</u>に際して、次の事項を明確にする。 ア～コ 〔略〕 (6) 住民への周知 ア 避難指示等<u>の発令者</u>は、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 なお、〔中略〕周知徹底に努める。
		517	イ～エ 〔略〕 (7) 〔略〕 (8) 市有施設における避難活動 ア 〔略〕 イ <u>避難指示等は</u>、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。	イ～エ 〔略〕 (7) 〔略〕 (8) 市有施設における避難活動 ア 〔略〕 イ <u>避難指示等が発令された場合は</u>、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。
		520	4 避難所の開設・運営 (1) 避難所の開設 ア～ク 〔略〕 ケ 避難者の受入れに当たっては、それぞれの指定避難所に受付を設置して、避難者情報を収集するとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、適切な避難所<u>レイアウト等</u>の必要な措置を講じるよう努める。	4 避難所の開設・運営 (1) 避難所の開設 ア～ク 〔略〕 ケ 避難者の受入れに当たっては、それぞれの指定避難所に受付を設置して、避難者情報を収集するとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、適切な避難所<u>レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等</u>の必要な措置を講じるよう努める。
		521	コ 〔略〕 サ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。	コ 〔略〕 サ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u>

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
12	避難受入れ及び情報提供活動	523 525 526	4 避難所の開設・運営 (5) 学校等における対策 市教育委員会事務局及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。 ア～ウ 〔略〕 8 被災者等への的確な情報提供 <u>(1)～(4)</u> 〔略〕 <u>(5)・(6)</u> 〔略〕	4 避難所の開設・運営 (5) 学校等における対策 市教育委員会事務局、<u>保健福祉部</u>及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。 ア～ウ 〔略〕 8 被災者等への的確な情報提供 <u>(1) 市は、県と連携して、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u> <u>(2)～(5)</u> 〔略〕 <u>(6) 市は、県と連携して、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。</u> <u>(7) 市は、県と連携して、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。</u> <u>(8)・(9)</u> 〔略〕
13	孤立地域対策活動	527	4 食料品等の生活必需物資の搬送 迂回路による輸送の確保に努めるとともに、<u>陸上輸送手段の確保が困難な場合は</u>、県に対してヘリコプターの出動要請を行う。	4 食料品等の生活必需物資の搬送 迂回路による輸送の確保に努めるとともに、<u>ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には</u>、県に対してヘリコプターの出動要請を行う。
16	生活必需品の調達供給活動	542	総務部（危機管理課・財政課） 保健福祉部（<u>厚生課</u>・高齢福祉課） 産業振興部（商工観光課） 1・2 〔略〕	総務部（危機管理課・財政課） 保健福祉部（<u>福祉課</u>・高齢福祉課） 産業振興部（商工観光課） 1・2 〔略〕
17	保健衛生、感染症予防活動	544	1 保健衛生活動 (1)～(3) 〔略〕 (4) 医療・保健情報 県等と連携し、要医療者及び慢性<u>疾患者</u>等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。 (5) 〔略〕 2 感染症予防活動 (1)・(2) 〔略〕	1 保健衛生活動 (1)～(3) 〔略〕 (4) 医療・保健情報 県等と連携し、要医療者及び慢性<u>疾患患者</u>等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。 (5) 〔略〕 2 感染症予防活動 (1)・(2) 〔略〕

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
17	保健衛生、感染症予防活動	545	(3) 感染症まん延防止のための措置 〔前略〕 また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 <u>加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行う。</u> (4)～(8) 〔略〕	(3) 感染症まん延防止のための措置 〔前略〕 また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 (4)～(8) 〔略〕
23	災害広報活動	580	1 住民等への的確な情報の伝達 (1) 災害発生直後 ア 〔略〕 イ 気象<u>予警報</u>等に関する情報 ウ～ツ 〔略〕 (2) 〔略〕	1 住民等への的確な情報の伝達 (1) 災害発生直後 ア 〔略〕 イ 気象<u>警報・注意報</u>等に関する情報 ウ～ツ 〔略〕 (2) 〔略〕
24	土砂災害等応急活動	595	1 土砂災害防止体制の確立 市は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、県砂防情報ステーションを活用しつつ被害の拡大防止対策に着手する。 2・3 〔略〕 4 大規模土砂災害対策 (1) 〔略〕 (2) 関係機関からの<u>警戒避難</u>情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の措置をとる。 また、その対象地域、発表及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。 (3)・(4) 〔略〕	1 土砂災害防止体制の確立 市は、気象警報・<u>注意報</u>等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、県砂防情報ステーションを活用しつつ被害の拡大防止対策に着手する。 2・3 〔略〕 4 大規模土砂災害対策 (1) 〔略〕 (2) 関係機関からの<u>土砂災害緊急</u>情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の措置をとる。また、その対象地域、発表及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。 (3)・(4) 〔略〕
31	文教活動	604	(教育委員会事務局（学校教育課・<u>子ども育成課</u>）） 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園・幼稚園（以下この節において「学校等」という。）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を受け入れる施設であり、<u>災害発生時</u>においては、学校長及び園長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、〔中略〕 供与等の措置を行う。 1～4 〔略〕	(<u>保健福祉部（こども家庭支援課</u>） 教育委員会事務局（学校教育課）） 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園・幼稚園（以下この節において「学校等」という。）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を受け入れる施設であり、<u>災害時</u>においては、学校長及び園長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、〔中略〕 供与等の措置を行う。 1～4 〔略〕

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
33	ボランティアの受入れ体制	624	1 被災者のボランティア・ニーズの把握と受入れ体制の確保 (1)・(2) 〔略〕 (3) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティア・ニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集・運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。 (4)・(5) 〔略〕 2 〔略〕 〔社会福祉協議会〕 (1) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。 また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。 (2) 市社会福祉協議会は、市と協議の上、市災害ボランティアセンターを設置し、被災者のボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。	1 被災者のボランティア・ニーズの把握と受入れ体制の確保 (1)・(2) 〔略〕 (3) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティア・ニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集・運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。 (4)・(5) 〔略〕 2 〔略〕 〔社会福祉協議会〕 (1) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。 また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。 (2) 市社会福祉協議会は、市と協議の上、市災害ボランティアセンターを設置 （資料3－48参照）し、被災者のボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。
34	義援物資及び義援金の受入れ体制	626	（保健福祉部（厚生課） 会計課） 1・2 〔略〕	（保健福祉部（福祉課） 会計課） 1・2 〔略〕

第3章 災害復旧・復興計画

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
2	迅速な原状復旧の進め方	803	3 職員派遣 災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、市のみでは人員の確保が困難となる場合がある。 そのため、市は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置をとる。<u>また、市が応援のために職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u> (1)・(2) 〔略〕	3 職員派遣 災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、市のみでは人員の確保が困難となる場合がある。 そのため、市は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置をとる。 <u>なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</u> (1)・(2) 〔略〕
5	被災者等の生活再建等の支援	807	総務部（危機管理課） 市民生活部（市民課・税務課） 保健福祉部（健康づくり課・<u>厚生課</u>） 建設水道部（建設課） 〔前略〕 さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ<u>細やかな</u>支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 1～8 〔略〕 9 被災者台帳の作成 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の<u>積極的な作成及び活用を図る。</u>	総務部（危機管理課） 市民生活部（市民課・税務課） 保健福祉部（健康づくり課・<u>福祉課</u>） 建設水道部（建設課） 〔前略〕 さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ<u>細かな</u>支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 1～8 〔略〕 9 被災者台帳の作成 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を<u>作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u>
		810		

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
1	地震に強いまちづくり	901	2 地震に強いまちづくり (1) 地震に強い都市構造の形成 ア 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 イ～エ 〔略〕 (2)～(7) 〔略〕	2 地震に強いまちづくり (1) 地震に強い都市構造の形成 ア 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 イ～エ 〔略〕 <u>オ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u> (2)～(7) 〔略〕
20	建築物災害予防計画	903	総務部（危機管理課・財政課） 市民生活部（人権政策課） 建設水道部（建設課） 教育委員会事務局（学校教育課・子ども育成課・文化財・生涯学習課・スポーツ課） 1～4 〔略〕	総務部（危機管理課・財政課） 市民生活部（人権政策課） <u>保健福祉部（子ども家庭支援課）</u> 建設水道部（建設課） 教育委員会事務局（学校教育課・文化財・生涯学習課・スポーツ課） 1～4 〔略〕
26	二次災害の予防計画	908	4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。	4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

第2章 災害応急計画

節 名 頁			旧（令和6年3月現在）						新（今回修正）																								
1	非常参集職員の活動	954	3 動員配備体制の一般的基準						3 動員配備体制の一般的基準																								
			部		課		警戒体制		応急体制		第1次配備体制		第2次配備体制		部		課		警戒体制		応急体制		第1次配備体制		第2次配備体制								
			〔略〕						〔略〕																								
			保健福祉部	健康づくり課						〃		〃		保健福祉部	健康づくり課						〃		〃		福祉課					〃		〃	
				厚生課						〃		〃			高齢福祉課						〃		〃			こども家庭支援課				〃		〃	
				高齢福祉課						〃		〃																					
			〔略〕						〔略〕						〔略〕																		
			教育委員会事務局	学校教育課						〃		〃		教育委員会事務局	学校教育課						〃		〃										
				子ども育成課						〃		〃																					
文化財・生涯学習課						〃		〃		文化財・生涯学習課							〃		〃		文化財・生涯学習課						〃		〃				
スポーツ課						〃		〃		スポーツ課							〃		〃		スポーツ課						〃		〃				
〔略〕						〔略〕						〔略〕																					
2	災害情報の収集・連絡活動	955	(1) 緊急地震速報（警報・予報）						(1) 緊急地震速報（警報・予報）																								
			ア 緊急地震速報（警報）						ア 緊急地震速報（警報）																								
			最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上の揺れが推定されたときに、震度4以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて発表される。なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。						最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域に対し、揺れにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて発表される。なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。																								
			イ 緊急地震速報（予報）						イ 緊急地震速報（予報）																								
			最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして発表される。						最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。																								
			(2) 地震情報						(2) 地震情報																								
			地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次次のような情報を発表する。						地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次次のような情報を発表する。																								
			地震情報の種類		発表基準		内 容		地震情報の種類		発表基準		内 容																				
			〔略〕		〔略〕		〔略〕		〔略〕		〔略〕		〔略〕																				
			長周期地震動に関する観測情報		・震度3以上		高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表		長周期地震動に関する観測情報		・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合		地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）。																				

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
24	建築物災害応急活動	958	市民生活部（人権政策課） 保健福祉部（<u>厚生課</u>・高齢福祉課・健康づくり課） 建設水道部（建設課） 教育委員会事務局（学校教育課・<u>子ども育成課</u>・文化財・生涯学習課・スポーツ課） 1～3 〔略〕	市民生活部（人権政策課） 保健福祉部（<u>福祉課</u>・高齢福祉課・健康づくり課・<u>子ども家庭支援課</u>） 建設水道部（建設課） 教育委員会事務局（学校教育課・文化財・生涯学習課・スポーツ課） 1～3 〔略〕
30	文教活動	962	（教育委員会事務局（学校教育課・<u>子ども育成課</u>）） 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園・幼稚園（以下「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、<u>災害発生時</u>においては、学校長及び園長の適切・迅速な指示の下、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。このため、市は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。 具体的な対策については、〔中略〕次のとおりとする。 1 〔略〕	（<u>保健福祉部（子ども家庭支援課）</u> 教育委員会事務局（学校教育課）） 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園・幼稚園（以下「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、<u>災害時</u>においては、学校長及び園長の適切・迅速な指示の下、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。このため、市は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。 具体的な対策については、〔中略〕次のとおりとする。 1 〔略〕

第4編 火山災害対策編
第1章 災害予防計画

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
1	火山災害に強いまちづくり	1101	2 観測体制 気象庁では、浅間山山体内に地震計7点、空振計4点、傾斜計4点、GNSS4点と遠望カメラ2点を設置して火山活動の監視・観測を実施している。また、活動状況について解説資料を毎月発表するとともに、必要に応じて噴火警報・予報等を発表している。 東京大学地震研究所では、浅間火山観測所のほか、<u>9地点</u>に地震計を設置し、<u>浅間山火山観測所にテレメータして</u>常時研究観測を実施している。 3 〔略〕 4 火山災害に強いまちづくり (1) 火山災害に強いまちの形成 ア～キ 〔略〕 <u>ク～コ</u> 〔略〕 (2)～(5) 〔略〕 (6) 火山災害警戒地域の指定 ア 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が、県内において火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域として指定した場合、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための<u>協議会</u>を組織する。なお、<u>火山災害警戒地域に含まれない市町村も、火山防災協議会に任意に参加できる。</u> イ～オ 〔略〕 (7)・(8) 〔略〕	2 観測体制 気象庁では、浅間山山体内に地震計7点、空振計4点、傾斜計4点、GNSS4点と遠望カメラ2点を設置して火山活動の監視・観測を実施している。また、活動状況について解説資料を毎月発表するとともに、必要に応じて噴火警報・予報等を発表している。 東京大学地震研究所では、浅間火山観測所のほか、<u>10地点以上</u>に地震計を設置して常時研究観測を実施している。 3 〔略〕 4 火山災害に強いまちづくり (1) 火山災害に強いまちの形成 ア～キ 〔略〕 <u>ク 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u> <u>ケ～サ</u> 〔略〕 (2)～(5) 〔略〕 (6) 火山災害警戒地域の指定 ア 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が、県内において火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域として指定した場合、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための<u>火山防災協議会</u>を組織する。なお、<u>火山災害警戒地域を区域に含まない市町村も、火山防災協議会の当該県及び市町村に必要と認められたときは、任意に当該協議会に参加できる。</u> イ～オ 〔略〕 (7)・(8) 〔略〕
2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	1108	5 緊急輸送計画 (2) 輸送施設の整備 市は、災害時に被災者や救援物資、資機材を輸送する輸送施設として緊急<u>輸送路</u>をあらかじめ指定しておく。また、ヘリポートの指定、整備等、空中輸送についても体制の整備を図る。その他の施策内容については、第2編第1章第10節「緊急輸送計画」に準ずる。	5 緊急輸送計画 (2) 輸送施設の整備 市は、災害時に被災者や救援物資、資機材を輸送する輸送施設として緊急<u>輸送道路</u>をあらかじめ指定しておく。また、ヘリポートの指定、整備等、空中輸送についても体制の整備を図る。その他の施策内容については、第2編第1章第10節「緊急輸送計画」に準ずる。

第2章 災害応急対策計画

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）																																																																																																																																				
1	活動体制の確立	1154	3 動員配備体制の一般的基準 <table><tr><th>部</th><th>課</th><th>警戒体制</th><th>応急体制</th><th>第1次配備体制</th><th>第2次配備体制</th></tr><tr><td colspan="6">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="4">保健福祉部</td><td>健康づくり課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>厚生課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>高齢福祉課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="6">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="4">教育委員会 事務局</td><td>学校教育課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>子ども育成課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>文化財・生涯 学習課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>スポーツ課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td colspan="6">〔略〕</td></tr></table>	部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制	〔略〕						保健福祉部	健康づくり課			〃	〃	厚生課			〃	〃	高齢福祉課			〃	〃						〔略〕						教育委員会 事務局	学校教育課			〃	〃	子ども育成課			〃	〃	文化財・生涯 学習課			〃	〃	スポーツ課			〃	〃	〔略〕						3 動員配備体制の一般的基準 <table><tr><th>部</th><th>課</th><th>警戒体制</th><th>応急体制</th><th>第1次配備体制</th><th>第2次配備体制</th></tr><tr><td colspan="6">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="4">保健福祉部</td><td>健康づくり課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>福祉課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>高齢福祉課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>こども家庭支 援課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td colspan="6">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="4">教育委員会 事務局</td><td>学校教育課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td colspan="5"></td></tr><tr><td>文化財・生涯 学習課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>スポーツ課</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td colspan="6">〔略〕</td></tr></table>	部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制	〔略〕						保健福祉部	健康づくり課			〃	〃	福祉課			〃	〃	高齢福祉課			〃	〃	こども家庭支 援課			〃	〃	〔略〕						教育委員会 事務局	学校教育課			〃	〃						文化財・生涯 学習課			〃	〃	スポーツ課			〃	〃	〔略〕					
部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制																																																																																																																																			
〔略〕																																																																																																																																								
保健福祉部	健康づくり課			〃	〃																																																																																																																																			
	厚生課			〃	〃																																																																																																																																			
	高齢福祉課			〃	〃																																																																																																																																			
〔略〕																																																																																																																																								
教育委員会 事務局	学校教育課			〃	〃																																																																																																																																			
	子ども育成課			〃	〃																																																																																																																																			
	文化財・生涯 学習課			〃	〃																																																																																																																																			
	スポーツ課			〃	〃																																																																																																																																			
〔略〕																																																																																																																																								
部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制																																																																																																																																			
〔略〕																																																																																																																																								
保健福祉部	健康づくり課			〃	〃																																																																																																																																			
	福祉課			〃	〃																																																																																																																																			
	高齢福祉課			〃	〃																																																																																																																																			
	こども家庭支 援課			〃	〃																																																																																																																																			
〔略〕																																																																																																																																								
教育委員会 事務局	学校教育課			〃	〃																																																																																																																																			
	文化財・生涯 学習課			〃	〃																																																																																																																																			
	スポーツ課			〃	〃																																																																																																																																			
〔略〕																																																																																																																																								
2	災害発生直前の対策	1157	1 噴火警報等の種類と発表 (4) 火山現象に関する情報等 ア～ウ 〔略〕 エ 火山活動解説資料 写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、<u>随時</u>及び定期的（毎月上旬）に発表する資料。 オ・カ 〔略〕	1 噴火警報等の種類と発表 (4) 火山現象に関する情報等 ア～ウ 〔略〕 エ 火山活動解説資料 写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、<u>臨時</u>及び定期的（毎月上旬）に発表する資料。 オ・カ 〔略〕																																																																																																																																				
11	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	1188	(2) 降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者等を活用して、土砂災害等の<u>危険</u>箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。	(2) 降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者等を活用して、土砂災害等の<u>が発生するおそれのある</u>箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。																																																																																																																																				

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）
	浅間山防災対策マニュアル	1249	噴火警報（火口周辺・噴火警戒レベル3）が発表されたとき (1)～(3) 〔略〕 (4) 告示・避難指示 ① 〔略〕 ② <u>避難の勧告及び指示</u> 市地域防災計画第4編第2章第6節によるものとする。 (5)・(6) 〔略〕 (7) 警戒区域内の登山者への対応 ① 避難の誘導（天候等の状況により、監視カメラによる登山者の所在確認が困難な場合） 地区遭対協小諸支部と連携し、次のとおり実施する。 ア 〔略〕 イ 誘導の順序及び経路 直ちに下山するよう<u>勧告</u>・指示し、次の経路によりそれぞれの避難所に誘導する。 〔後略〕 ② 〔略〕 (8)～(10) 〔略〕	噴火警報（火口周辺・噴火警戒レベル3）が発表されたとき (1)～(3) 〔略〕 (4) 告示・避難指示 ① 〔略〕 ② <u>避難指示</u> 市地域防災計画第4編第2章第6節によるものとする。 (5)・(6) 〔略〕 (7) 警戒区域内の登山者への対応 ① 避難の誘導（天候等の状況により、監視カメラによる登山者の所在確認が困難な場合） 地区遭対協小諸支部と連携し、次のとおり実施する。 ア 〔略〕 イ 誘導の順序及び経路 直ちに下山するよう指示し、次の経路によりそれぞれの避難所に誘導する。 〔後略〕 ② 〔略〕 (8)～(10) 〔略〕

第5編 その他の災害対策編

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）																																																
1	雪害対策	1303	第2 災害応急対策計画 雪害が発生した場合、あるいはまさに発生するおそれがある場合、雪に関する気象注意報・警報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施について万全を期する。 1 活動体制 <table><tr><td>活動体制</td><td>活動内容</td><td>活動開始基準</td><td>活動期間</td></tr><tr><td>準備体制</td><td>防災担当、当直者等が気象情報の把握に努め、状況の進展を見守る。</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="4">〔略〕</td></tr></table> 2 警報等の伝達活動 (1) 警報・注意報の発表基準 長野地方気象台から発表される雪に関する気象注意報・警報等に基づき、市及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。 市の雪に関する気象警報及び注意報等の発表基準は次のとおりである。 <table><tr><td>種 類</td><td>発 表 基 準</td></tr><tr><td>暴風雪警報</td><td>平均風速 17m/s 以上、雪を伴う。</td></tr><tr><td>大 雪 警 報</td><td><u>一次細分</u> <u>市町村等をまとめた地域</u> <u>12 時間降雪の深さ</u></td></tr><tr><td>風雪注意報</td><td>平均風速 13m/s 以上、雪を伴う。</td></tr><tr><td>大雪注意報</td><td><u>一次細分</u> <u>市町村等をまとめた地域</u> <u>12 時間降雪の深さ</u></td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table> (注) 1・2 〔略〕 (2) 〔略〕	活動体制	活動内容	活動開始基準	活動期間	準備体制	防災担当、当直者等が気象情報の把握に努め、状況の進展を見守る。	〔略〕	〔略〕	〔略〕				種 類	発 表 基 準	暴風雪警報	平均風速 17m/s 以上、雪を伴う。	大 雪 警 報	<u>一次細分</u> <u>市町村等をまとめた地域</u> <u>12 時間降雪の深さ</u>	風雪注意報	平均風速 13m/s 以上、雪を伴う。	大雪注意報	<u>一次細分</u> <u>市町村等をまとめた地域</u> <u>12 時間降雪の深さ</u>	〔略〕		第2 災害応急対策計画 雪害が発生した場合、あるいはまさに発生するおそれがある場合、雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施について万全を期する。 1 活動体制 <table><tr><td>活動体制</td><td>活動内容</td><td>活動開始基準</td><td>活動期間</td></tr><tr><td>準備体制</td><td>防災担当、当直者等が防災気象情報の把握に努め、状況の進展を見守る。</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="4">〔略〕</td></tr></table> 2 気象警報・注意報等の伝達活動 (1) 警報・注意報の発表基準 長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、市及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。 市の雪に関する警報及び注意報の発表基準は次のとおりである。 <table><tr><td>種 類</td><td>発 表 基 準</td></tr><tr><td>暴風雪警報</td><td>平均風速 17m/s 以上、雪を伴う。</td></tr><tr><td>大 雪 警 報</td><td><u>12時間降雪の深さ20cm</u></td></tr><tr><td>風雪注意報</td><td>平均風速 13m/s 以上、雪を伴う。</td></tr><tr><td>大雪注意報</td><td><u>12時間降雪の深さ10cm</u></td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	活動体制	活動内容	活動開始基準	活動期間	準備体制	防災担当、当直者等が 防災 気象情報の把握に努め、状況の進展を見守る。	〔略〕	〔略〕	〔略〕				種 類	発 表 基 準	暴風雪警報	平均風速 17m/s 以上、雪を伴う。	大 雪 警 報	<u>12時間降雪の深さ20cm</u>	風雪注意報	平均風速 13m/s 以上、雪を伴う。	大雪注意報	<u>12時間降雪の深さ10cm</u>	〔略〕	
活動体制	活動内容	活動開始基準	活動期間																																																	
準備体制	防災担当、当直者等が気象情報の把握に努め、状況の進展を見守る。	〔略〕	〔略〕																																																	
〔略〕																																																				
種 類	発 表 基 準																																																			
暴風雪警報	平均風速 17m/s 以上、雪を伴う。																																																			
大 雪 警 報	<u>一次細分</u> <u>市町村等をまとめた地域</u> <u>12 時間降雪の深さ</u>																																																			
風雪注意報	平均風速 13m/s 以上、雪を伴う。																																																			
大雪注意報	<u>一次細分</u> <u>市町村等をまとめた地域</u> <u>12 時間降雪の深さ</u>																																																			
〔略〕																																																				
活動体制	活動内容	活動開始基準	活動期間																																																	
準備体制	防災担当、当直者等が 防災 気象情報の把握に努め、状況の進展を見守る。	〔略〕	〔略〕																																																	
〔略〕																																																				
種 類	発 表 基 準																																																			
暴風雪警報	平均風速 17m/s 以上、雪を伴う。																																																			
大 雪 警 報	<u>12時間降雪の深さ20cm</u>																																																			
風雪注意報	平均風速 13m/s 以上、雪を伴う。																																																			
大雪注意報	<u>12時間降雪の深さ10cm</u>																																																			
〔略〕																																																				

第6編 原子力災害対策編

節	節 名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正）												
3	災害応急対策	1447	7 屋内退避、避難誘導等の防護活動 (1) 屋内退避及び避難誘導 イ 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示の措置を講ずる。 (ア)～(オ) 〔略〕 なお、「原子力災害対策指針（令和4年7月6日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。	7 屋内退避、避難誘導等の防護活動 (1) 屋内退避及び避難誘導 イ 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示の措置を講ずる。 (ア)～(オ) 〔略〕 なお、「原子力災害対策指針（令和5年11月1日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。												
		1448														
		1449	8 緊急輸送活動 (1)・(2) 〔略〕 <table><tr><th>輸送内容</th><th>関 係 機 関</th></tr><tr><td>モニタリング要員 各種資機材</td><td>公益社団法人長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊</td></tr><tr><td>避難住民等</td><td>公益社団法人長野県バス協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊</td></tr></table>	輸送内容	関 係 機 関	モニタリング要員 各種資機材	公益社団法人長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊	避難住民等	公益社団法人長野県バス協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊	8 緊急輸送活動 (1)・(2) 〔略〕 <table><tr><th>輸送内容</th><th>関 係 機 関</th></tr><tr><td>モニタリング要員 各種資機材</td><td>公益社団法人長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送道路の確保、車両の先導等） 自衛隊</td></tr><tr><td>避難住民等</td><td>公益社団法人長野県バス協会 警察本部（緊急輸送道路の確保、車両の先導等） 自衛隊</td></tr></table>	輸送内容	関 係 機 関	モニタリング要員 各種資機材	公益社団法人長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送道路の確保、車両の先導等） 自衛隊	避難住民等	公益社団法人長野県バス協会 警察本部（緊急輸送道路の確保、車両の先導等） 自衛隊
輸送内容	関 係 機 関															
モニタリング要員 各種資機材	公益社団法人長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊															
避難住民等	公益社団法人長野県バス協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊															
輸送内容	関 係 機 関															
モニタリング要員 各種資機材	公益社団法人長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送道路の確保、車両の先導等） 自衛隊															
避難住民等	公益社団法人長野県バス協会 警察本部（緊急輸送道路の確保、車両の先導等） 自衛隊															
		1450	9 飲料水・飲食物の摂取制限等 (1)～(3) 〔略〕 〔表 略〕 （「原子力災害対策指針（令和4年7月6日）」より）	9 飲料水・飲食物の摂取制限等 (1)～(3) 〔略〕 〔表 略〕 （「原子力災害対策指針（令和5年11月1日）」より）												